

「令和5年度食品、添加物等の年末一斉取締り」の実施について

「令和5年度食品、添加物等の年末一斉取締り」として、下記のとおり監視指導を実施しました。
記

1 実施期間

令和5年12月1日（金）から12月28日（木）まで

2 実施内容

(1) 監視指導

飲食店営業施設や食品等の製造、販売施設等に対し延べ164件の監視指導を実施しました。詳細は下表のとおりです。監視指導の際は、厚生労働省の定める「令和5年度食品、添加物等の年末一斉取締り実施要綱」に基づき、食品等の取扱い状況や施設設備の衛生管理状況の調査を実施しました。

調査の結果、食品衛生法第54条違反（手洗い設備の不備等の施設基準違反、3施設）が確認された施設に行政指導を行い、改善を確認しました。

監視指導施設	件数
魚介類を処理又は販売する施設	22
食肉取扱施設	52
大量調理施設（給食施設等）	5
その他施設	85
計	164

(2) 食品等収去（抜き取り）検査

食品等取扱施設から乳製品やそうざい等の食品29検体を収去し、細菌、残留農薬等延べ1785件の検査を実施しました。詳細は下表のとおりです。収去検査の結果、食品衛生法第13条違反及び「豊橋市食品の衛生管理指標を定める要綱」に定める管理指標の逸脱はありませんでした。

食品分類	検査 検体数	検査件数		
		微生物	添加物	その他
食肉、食鳥肉及び食肉製品	6	-	-	6
乳及び乳製品	5	9	-	6
野菜、果実、穀物等及びその加工品	9	3	-	1,704
上記以外の加工品	9	57	-	-
計	29	69	-	1716

(3) その他

市内飲食店において1件のノロウイルスによる食中毒が発生しました。原因施設に対して、施設設備の洗浄消毒、従業員への衛生教育等、被害拡大と再発の防止に向けた指導を実施しました。